

## 管理用紙（起案文書）

年 度	平成30年度	文書番号	教高 第3577号
受 領 日		起 案	高等学校課 高等学校／生徒指導グループ 主査 多幡 浩乙 (電話番号：)
起 案 日	平成 31年 1月 9日		
決 裁 日	平成 31年 1月 11日		
施 行 日	平成 31年 1月 11日		
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	92-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 36年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る準備書面等の提出について		
公開用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る準備書面等の提出について		
決裁閲与者	倉橋 秀和 [教総務／広報・議事グループ] [課長補佐] 高取 秀夫 [教総務／広報・議事グループ] [主査] 向畦地 昭雄 [教育振興室] [室長] 網代 典子 [高等学校課] [課長] 笠井 博 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐]		
関係者	北野 恵 [教総務／広報・議事グループ] [一般職員等] 東尾 茂宏 [高等学校／生徒指導グループ] [一般職員等]		

問い合わせ	<p>標記の件について、次案のとおり大阪地方裁判所あて提出してよろしいか。      なお、事務処理の都合上、施行日を平成31年1月11日付けとしてよろしいか。      併せてお伺いします。</p>
添付文書情報	<p>添付文書名 種別      20190109_被告準備書面【最終】 【起案添付】.doc 電子</p>
施行先	大阪地方裁判所
施行方法	その他(儀法律事務所経由)
備考	

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被 告 準 備 書 面 (7)

平成31年1月11日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被 告 訴 訟 代 理 人

弁護士 俵 正市  
同 井川一裕



被 告 指 定 代 理 人

大阪府職員 多幡浩  
同 東尾茂  
同 高取秀  
同 北野恵



(主張立証のまとめ)

1 はじめに

本件は、平成27年5月15日の1年2組の2時間目の英語の授業中に、■君が男子生徒Aにビンタなどをし、Aも■君に対しビンタを仕返すなどして、教室を騒然とさせ、授業を中断させるという事象が生じたため、教員らが■君らから事情聴取をした上で、振り返りシートの作成や反省文の作成をさせ、指導も行ったが、午後6時頃に■君が帰宅する途上で電車に轢かれて死亡するという事態が生じた。このため、原告らが、①教員らの■君に対して行った指導は違法である、②■君に対する停学5日間の懲戒処分は不当である、③■君を帰宅させるときには一人で帰宅させるのではなく、保護者に迎えにくるよう要請すべきだったなどと主張し、被告に対し損害賠償請求をしているものである。

そこで、あらためて本件に関する事実経過をまとめた上で、上記①～③の争点について検討することとする。

2 本件に関する事実経過について

(1) 平成27年5月15日(金)の2時間目(午前9時45分開始)、1年2組では基礎英語総復習の授業が行われており、それを担当する英語科の林智子講師は生徒全員に対し互いに相談しながら英語の課題を検討するよう指示し、生徒らはそれに取り組んでいた。

その中で、午前10時頃、突然、■君が自分の前に座っていたAにビンタなどをし、これに対しAの方も、■君にビンタを仕返し、教室の外で話をしようと、立ち上がって■君の胸元を右手でつかんで引き寄せたところ、■君が椅子からずり落ちるようになり、床に座るような姿勢になった。

これに気づいた女子生徒が悲鳴を上げるなどし、教室は騒然となり、■君らを背にして机間指導中だった林講師は、二人を注意した。隣の1年3組の教室で授業をしていた松井教諭も、直ちに1年2組へかけつけ、二人の間に割って入り制止した。このようにして、英語の授業はしばらくの間中断した。

(2) 松井教諭は、Aを1年次職員室へ連れて行き、清水教諭(1学年の生徒指

導担当)に引き継いだ。

また、松井教諭は、1年次職員室にいた芝田教諭(1年2組副担任)に事情を話して、芝田教諭とともに1年2組の教室へ戻り、芝田教諭は■君を連れて1年次職員室へ行った。

- (3) 清水教諭はAを同窓会室へ連れて行き、午前10時10分頃から、Aから事情聴取を行った。

清水教諭がAに「何をしたのか」と聞くと、Aは「自分は何もしていないのに、突然、■君が、何も言わずに、後ろから頭部をたたいてきた。無視していたら、■君から、襟をつかんで左斜め後方に引っ張られた。これも無視して、隣席の女子生徒と話を始めたが、■君はさらに再度、襟をつかんで左斜め後方に引っ張ったので、振り向いたら突然顎をビンタされた。その後、■君が笑っていたので、頭に来てビンタし返して胸倉をつかんだ。殴られた理由がわからず、■君が笑っていたので余計に腹を立ててしまい、悪いこととはわかっていたが手を出してしまった。何か言ってくれればまだ話ができたのに、我慢できなかった」、「嘘は言っていない」などと供述した。

清水教諭は「■君の方へ行って確認してからまた話をするが、仮にいきなり手を出されても殴り返すのはだめだ。入学時からのいい意味での緊張感がなくなり授業中に喧嘩が起きているので、もう一度入学時の気持ちを思い出しなさい」と指導して、同窓会室を出た。

- (4) 芝田教諭は1年次職員室から、生徒指導室当番にいた太田教諭(1年2組担任、1年生徒指導担当)に連絡をし、1年2組で問題が生じたことを伝え、事情聴取の応援を依頼した。

太田教諭は、1年次職員室へ向かう途中で、清水教諭に会い、清水教諭と一緒に同職員室へ行きながら、Aが一方的に■君から殴られたので殴り返したと言っている旨聞いた。

太田教諭と清水教諭は、廊下で芝田教諭から一緒にいた■君を引きとり、小会議室へ入室し、■君から事情聴取を行った。なお、途中で太田教諭は、同窓会室へ行ってAから事情を聴取し、その後、再び小会議室へ戻るなどした。

清水教諭と太田教諭は、Aから聴取した内容をふまえながら、■君に事情聴取したところ（なお、太田教諭と清水教諭は、一緒になって■君やAから事情聴取をする時間もあったが、別々に事情聴取をする時間もあった。）。

■君もAと同様に、「最初、何も言わずに、後ろからAの頭部を右手で軽くたたいたが、無視されたので、左手でAの襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、Aの座席に座らせようとした。しかし、Aはこれを無視して、女子生徒と話を始めたので、再度、Aの襟をつかんで左斜め後方に引っ張ろうとした。その際、Aが■君のほうに振り向いたので、何も言わずに、右手の平でAの左頬を強くビンタをした。Aは呆然としていたが、■君が笑ったときには、■君の頬をビンタしてきて、立ち上がって■君の胸元を右手でつかんで引き寄せた。そのため、■君が椅子からずり落ちるようにして、床に尻もちをついた」ということを供述した。

(5) このように、■君とAの供述は一致したが、なぜ先に■君の方からAに対し手を出したのかの理由については、■君は「じやれあっていた延長でなりました」と言うばかりであり（■君とAとは本件当日までにほとんど話などをしたことがない状況だったので、じやれあっていたという■君の供述は不自然なものだった）、他方、Aはビンタされた理由は全く分からぬと言つております、その理由は不明だった。太田教諭や清水教諭は、Aが■君に対しいじめやちょっかいをかけるなど何か不当なことをしていたために、■君がたまにAにビンタなどしたのではないかと推測し、そのために■君がビンタなどをした理由を話せていないのではないかなどと推測していたが、■君とAから交互に聴取するなど、事情聴取を繰り返しても、そのような事情も出てこなかった。

そのような中で、清水教諭は行き詰ってしまい、話題を変え、■君に対し、中学のときにはどんな部活動をやっていたのか、出身中学はどこか、などと尋ねた。■君は、大阪市立真住中学校の出身であるなどと応えた。このとき、清水教諭は平成27年3月に本件高校の平成27年度入学生の出身中学を学校訪問して情報収集を行う担当だったのであるが、■君が真住中学校の出身であると応えたときに、真住中学校の教員が、強すぎる正義感を持っているためいわゆる不良グループの生徒とトラブルを起こした生徒がい

るという話をしていたことを思い出した。（なお、真住中学校の教員は、その生徒は、中学校で指導を行ったので、もうトラブルを起こすことはないだろうとも述べていた。）

清水教諭は、太田教諭に声をかけていったん廊下へ出て、太田教諭に対し、上記の真住中学校の教員が述べていた話をし、その強すぎる正義感を持つ生徒というのが■君のことではないかということや、Aはふだん授業中に私語をして騒がしいところがあり（ただし、Aは騒がしいところはあるが、教員から注意されれば私語などはやめるし、また明るく面白い面があるので、クラスの生徒から人気もあったものである。）、■君はAのそのような態度を嫌悪して殴ったのではないだろうかということを話した。

そこで、清水教諭と太田教諭は、同窓会室へ行き、Aに対し、■君からピンタなどされる前の授業中の行動を確認したところ、Aは、隣席の女子生徒といろいろ私語をしていたということを供述した。

そこで、今度は、清水教諭と太田教諭は、小会議室へ行き、■君に対し、Aに対して授業中に腹が立つことがあったのか尋ねたが、■君が「それはない。ただ、ダメだろうと思うことがあった」というので、それが何かと聞くと、■君は「Aが授業中にしゃべっていること、授業中に立ち歩いていること、授業中に女子の手や足を触っていること、この三点について授業にするべきでない行為をしていてダメだろうと思った」と応えた。そこで、清水教諭が「そのことがAを殴った原因か」と尋ねると、■君は「まあ、そうです」と認め、「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度もあった。またしてしまった」と応えた。

清水教諭や太田教諭は「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするよう注意することは良いことだ。しかし、そういう場合は口頭で注意をしたり、担任や教科担当者に相談等するべきであり、暴力で制止するべきではない。例えば、先生も酔っ払いが他人に迷惑をかけていても、自ら手は出さない、交番へ行って警察官に対応してもらうようにする、そういうことと同じことだ」などと指導した。そして、清水教諭は「そういう学校にしているといけない、殴るのは絶対にあかんことや」と指導した。

なお、太田教諭は、■君がAのダメだと思う点として挙げていた3点（私

語、立ち歩き、女子生徒の手・足を触っていたこと)について、Aに対し確認したところ、Aは、隣席の女子生徒の手は触っていたことは認めたが、本件当日に立ち歩きをしていたことや、女子生徒の足を触っていたことは明確に否認していた(太田証人11~12頁)。そこで、太田教諭はAに対し、授業中に女子生徒の手を触っていたということについても厳しく指導を行った。

(6) こうして、午前11時頃、ようやく■君がAにビンタをするなどした理由が把握され、事実関係が把握されたことから、清水教諭は■君に対し、「振り返りシート」を書くように指示した。また、太田教諭は■君に対し、教員に何か聞きたいことがあるときやトイレ等に行く際には、一人で行かず、すぐ近くの1年次職員室に声をかけるようにといふことも指示してから、小会議室を退出した。(本件高校では、別室で指導中の生徒については、他の生徒がからかうなどして、心情を害されたり、反省の促進を妨げられたりしないように、トイレ等に行くときにも教員と一緒に付いて行き、保護することとしているものである。)

(7) 午後0時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■君の様子を見に行ったところ、振り返りシートがなかなか書けていない状況だった。太田教諭が■君にどこが書きにくいのか尋ねたところ、■君は「『自分は、これから何をどうしなければならないと思いますか?』という質問項目が分からない」と応えた。太田教諭が振り返りシートを見ると、その質問項目(甲3の⑭)の記載が、「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたので、太田教諭が「どうするか考えてみ?」と促すと、■君は「人と関らないようにする、ですかね?」と応え、「人と接しなければトラブルも起こらないじゃないですか」と応えた。太田教諭が「Aは同じクラスやし、これから体育祭や文化祭もあるんやで。人と接しないで、高校生活を送ることができるか? そうじやなくて、この部屋に呼ばれているのは何をしたからや?」と聞くと、■君が「ビンタしたこと」と応えたので、太田教諭が「そうやな、注意することは良いことだけど、ビンタ以外の方法はなかったか?」と導いたところ、■君は「口で言う…、僕はダメですね…」と独り言のように言った。太田教諭は、■君が今後どうすべきであるのかを理解したも

のと思い、「どうしたら良かったか、考えてみてみ」と言って退室した。

- (8) 清水教諭も小会議室へ行って■君の様子を見に行つたが、振り返りシートの「何をしたのですか」の質問項目（甲3の③）の記載欄が何度も消していくような状態だった。それに関し、■君が非常に難しい表現を使ってその欄に記載する内容のことを言っていたので、清水教諭は、自分の言葉で書けばよい、記載に正解不正解はないなどと言って、自分の思うように記載すればよいことを助言した。
- (9) 午後0時30分頃、太田教諭は、■君の振り返りシートが完成されていることを確認した。太田教諭が■君に対し、昼食を持っているか確認したところ、■君は「弁当を持参しているが、弁当が入っているかばんは1年2組の教室にある」と述べたので、太田教諭は、■君のかばんを教室から持ってくることを告げた。また、太田教諭が「トイレは大丈夫か」と声をかけたが、■君は「その必要はない」と応えた。そして、太田教諭は「弁当を食べて適当に休憩した後、振り返りシートに基づいて反省文を書くように」と指示し、退出した。

■君の弁当の入ったかばんは、太田教諭の依頼に基づいて、芝田教諭が1年2組の教室からとってきて、小会議室へ届けた。

- (10) 古井教諭（生徒指導主事）は■君とAとのトラブルのことについていたが、4時間目の授業終了後に、■君と話をしようと、小会議室へ行った。古井教諭は、■君の授業を担当しておらず、初対面だった。
- 古井教諭が「なぜAに対しビンタしたのか」と尋ねると、■君は「うつとうしく感じた」と応え、古井教諭が「相手から嫌がらせなど受けたのか」と尋ねると、■君は「そういうことは全くない」と応えたため、古井教諭が「それならなぜ手を出したのか。学校というところは安心して安全に勉強できる場所でないといけない。暴力を振るうということはしてはいけないことだ」と指導した。すると、■君が「僕は学校にいない方が良いですね」と言ったため、古井教諭は「そうではない、ここで反省して将来のことを考えて変わっていけばよい」と指導した。ところが、■君が「僕は、変わらないですよ」「15年間生きてきた実体験から、変われないと思う」「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になる

だけです」と言った。それに対して古井教諭は「そう思っていたら僕らは指導出来ない」「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけだろ?」「少しでもいいから変わろうとする気持ちを持たないといけない」と諭し、「過去にもこのようなことはあったのか?」と尋ねると、■君が「ありました」と応えたので、古井教諭は「それなら、なおのこと今回で変わらないといけない、成長しないといけない」「変わらかどうかわからないが、変わろうとすることが大切だ」と指導した。そうすると、■君は「そのことは理解できる」と述べた。

古井教諭と■君は約20分程度話をし、古井教諭は■君に昼食をとるように言って、小会議室を退出した。■君は古井教諭の話を真剣に聞き、丁寧な口調と態度でやりとりしており、自暴自棄であるとか投げやりになっているなどということは全く無かった(古井証人9~10頁)。

(なお、Aの方は、食堂で昼食を買って食べるということだったので、生徒の昼休みが終った後、清水教諭の付き添いにより食堂へ行き、昼食を買い、同窓会室へ戻って食べている。)

(11) その後午後2時頃、古井教諭が小会議室へ行き、■君の様子を見に行くと、■君は机に伏せて寝ていた。そのため、古井教諭が■君に対し「寝てたらあかんやろ、早く反省文を書きなさい」と声をかけ、再度、上記(10)と同じような話をしたところ、■君は「なんでそんなに僕に期待をするのか」「僕なら(このような生徒は)切り捨てますよ」と否定的な発言をした。これに対し、古井教諭は「俺は切り捨てたりしない」「反省して変わって行けば良い」「しっかり考えてほしい」と励まし、反省文を書くように促して退出した。

このときにも、■君は、古井教諭の話をしっかりと聞いて丁寧に受け答えをしており、投げやりな言い方をしたり態度をとったりしていたものでは全くなかった(古井証人12頁)。

(12) 午後2時30分頃から午後4時頃まで■君は反省文を書いていた。

(他方、Aの方は、6時間目の途中までに、反省文を書き終えたので、古井教諭はAに対し、今後の予定について担任(太田教諭)を通じて保護者に対し連絡するので家に居るようにと指示した。併せて「太田先生からも伝える

けど、自分の口で今日学校であったことを伝えるんやで」と伝え、同窓会室からそのまま自宅へ帰宅させた。)

(13) 午後4時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■君の様子を見に行き、古井教諭から聞いた■君の「自分が変われるとは思わない」との発言について確認したところ、■君がそう発言したことを肯定したため、太田教諭は「自分が変わる変わらないは結果であり、変わら努力をしようとすることが必要なのだ」と指導した。■君は考えていたが、「まったく違う件なのですが、トイレに行ってもいいですか?」と言ったので、太田教諭は補導委員会へ出席する必要があったことから、三辻教諭に依頼し、三辻教諭がトイレに付き添った。三辻教諭はトイレから戻ってきてから、小会議室で、■君に対し、反省文に書くべき9項目を箇条書きにしたメモを渡し、それに基づいて反省文の書き方について説明をし、小会議室を退出した。

(14) 午後4時頃から、補導委員会が行われ、太田教諭、清水教諭、古井教諭ら13名の教員が出席して、■君及びAからの聞き取り内容を説明し、■君とAとを停学5日間の懲戒処分とする意見(検討結果)を決定した。

(15) 午後4時20分頃、小野教諭(1学年の学年主任)が小会議室へ行き、■君の様子を見に行った。小野教諭は、太田教諭らが補導委員会へ出席するということで、■君の様子を見に行くよう依頼されたことから、■君の様子を見に行ったものである。小野教諭は、■君の授業を担当しておらず、清将君と初対面だった。

小野教諭は■君に対し、食事はどれか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくてよいか確認した。■君は、弁当を食べた、喉は乾いていない、トイレに行く必要ないと応えた。

小野教諭が「Aから何かされたのか、Aに対する不満等があるのか」と尋ねると、■君はいずれも「特にない」と応えた。小野教諭が「Aをなぜ叩いたのか」と尋ねると、■君は「そのときはむかついて、頭が真っ白になつて、よく覚えていません」と応え、小野教諭が「これまでそのようなことはあったのか」と尋ねると、■君は「はい、中学でもありました」と応えた。

そして、■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもし

れませんね」と否定的なことを言ったので、小野教諭は、■君が真面目なだけに、授業のことが気になっているのだろう、通常の学校生活に戻りたいと思っているのだろうなどと思いながら、「そんなことはないよ」と明確に

■君の言葉を否定し、「今回の指導を受けたら戻れるよ」と励ました。■

■君が「自分の思いを文章にするのが苦手で、反省文がうまく書けません」と言うので、小野教諭は、机に置かれていた三辻教諭が用意した一般的な反省文の書き方・項目について記載されたメモと一緒に見ながら、そこに記載された項目のうち書きにくいものがあるか尋ねると、■君は「⑥番（やつてしまつたときの気持ち）と⑧番（これからどうしたらよいか）が書けません」と言った。小野教諭が「君は、自分がやったことがいけないことだとは思っているの？」と尋ねると、■君は「はい、それはわかります」と応えた。そこで、小野教諭が、「自分のやったことを振り返って素直に反省文を書けばよいのであり、反省文は長い文章じゃなくてもいいよ、原稿用紙2枚書けなくても、1枚でもいいよ」などと話すと、■君は「はい、わかりました」と言って反省文を書き始めた。小野教諭が「目の前に私がいると書きにくい？」と言うと、■君が「はい」と答えたので、小野教諭は「じゃあ、外に出るね」と言って小会議室を退出した。そのとき、■君は「ありがとうございました」と言っていた。

■君は、小野教諭に対しても、言葉遣いも態度も非常に丁寧であり、自暴自棄になっているような状況では全くなかった（小野証人6～7頁）。

- (16) 太田教諭は、古井教諭らと、■君を帰宅させようという話をしていた。他方、小野教諭から■君とのやりとりを聞き、反省文を書く意思・意欲を示していることの報告を受けた。

午後5時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■君の様子を見に行くと、■君の反省文は2、3行書いたところで止まっていた。■君が三辻教諭に書いてもらったメモを見ていたので、太田教諭が、自分の行為について反省していることと、突発的に行動してしまうところを変えたいという■君の意思を確認し、「そのアドバイスどおりに書かなくともいいぞ、時系列も前後してもいいし、漢字も分からなければひらがなで良いし、うまく書く必要はないんやで。自分の反省した気持ちと、変わりたい気持ちを素直に書いた

らしいねんで」と言うと、■君が「分かりました、でも、少しは（三辻教諭のメモを）参考にします」と言って反省文を書こうとしたので、太田教諭は■君への指導が長時間になっていたこともあり■君を帰宅させようと思っていたのであるが、■君が前向きな発言をし、反省文を書こうとしていたことから、もう少し反省文を書く時間を与えた方が良いと思い、「また後で来る」と言って小会議室を退室した。

(17) 午後5時40分頃、太田教諭が■君の書いていた反省文の状況を確認したところ、まだ完成はしていなかつたが、続きは土曜日・日曜日を使って自宅で書くことができると判断した。そして、太田教諭が「月曜までに家で書いてこれるか?」と尋ねると、■君は「はい」と応えた。

太田教諭は「これから動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないとけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導した。そのとき■君の表情が少し曇ったように見えたので、太田教諭は「■君がアカンかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから」と言った。すると、■君が「でも、それはきれいごとですよね、（お母さんにとって）迷惑以外の何物でもないですよね」と発言したので、太田教諭は「それは違うぞ。これから■君が、変われるか変わられへんかじやなく、変わろうとしたらそれは成長やし、お母さんにとって迷惑じやなくなるよ。自信がなかつたとしても変わろうと考えられるだけで成長やから、まずそこを目指そう」と言ったところ、■君の表情は和らいだ。

太田教諭が「もう時間も時間やし、帰ろか?」と言うと、■君が「教室に体操服などを置いているので、取りに行ってもいいですか?」と聞いてきたので、太田教諭は「分かった、じゃ、一緒に教室まで行こか」と言って、二人で1年2組の教室に荷物を取りに行った。

その後、■君が荷物を取って教室を出るとき、太田教諭は「じゃ、月曜日に反省文を書いて持っておいでや、この後の指示は家に電話でするから」と言い、「気をつけて帰りや」と声をかけた。それに対し■君は「さようなら」と言い、太田教諭も「さようなら」と返した。

こうして [ ] 君は下校したものであり、その様子は全く普通の下校風景だったが、 [ ] 君はその後帰宅途中で電車に轢かれて死亡したものである。

### 3 [ ] 君が A に対して行った行為について

- (1) まず、太田教諭・清水教諭による事情聴取によって判明した [ ] 君の A に対する行為は、次のとおりである。

すなわち、英語担当の林講師の指示に基づいて、生徒が他の生徒と相談しあって英語の課題を検討していた中、 A が隣席の女子生徒と私語をしたり手を触ったりしていた。そのため、 A の後ろの席にいた [ ] 君は、その A の行為はダメだと思って、まず A の頭をたたいて襟を引っ張り A を椅子に普通に座らせようとした。しかし A はこれを無視して再び女子生徒と私語をするなどしたため、 [ ] 君は再び A の頭をたたいて襟を引っ張った。このとき [ ] 君の方を振りむいた A に対し、 [ ] 君は、むかついていて、 A の左ほほを右手でビンタした。これに対し驚き怒った A も [ ] 君にビンタを仕返し、 [ ] 君の胸倉をつかんで廊下で話をしようとした。そのとき [ ] 君は椅子からずり落ちて床に座るような恰好になった。この状況に気づいた女子生徒らが悲鳴を上げるなどして教室は騒然となり、授業を担当していた林講師がふたりを制止し、また、隣の教室で授業をしていた松井教諭もかけつけて二人を制するという状況となって、しばらくの間、英語の授業が中断したものである。

- (2) 上記の [ ] 君が A に対しビンタをするなどした行為は、 A に対する不当な暴力行為であり、これによりしばらくの間授業を中断させるという状況を生じさせたのであるから、違法な非違行為をしたものである。（もちろん、 A も、 [ ] 君にビンタの仕返しをし、授業を中断させたものであるから、 A も違法な非違行為をしたものである。）

[ ] 君がそのような行為に出る前に、 A が隣席の女子生徒と私語をしたりその女子生徒の手を触っていたりしている状況はあった。しかし、その A の私語は問題があるにしても、 [ ] 君に向けて嫌がらせ的に行われていたものではないし、そのときには、生徒同士が相談しながら英語の課題を検討するなどしていて、教室が全体的にざわついた状況にあったものであり、 [ ] 君

が一人静かに勉強するという状況でもなかつたものである。（原告は、この教室がざわついていた状況にあつたことをもつて、林講師が授業のコントロールをできていなかつたと主張するが、生徒らは林講師の指示に従つて他の生徒と英語の課題について相談・検討していた結果、教室内がざわついていただけである。その中に紛れてAの他にも私語をしていた生徒がいるかもしれないが、そのために他の生徒の英語の課題の検討が阻害されていたという状況はなく、林講師が容認できないような状況があつたというわけでもないので、林講師が授業のコントロールをすることができていなかつたというようなものではない。また、原告は、Aが立ち歩きをしていたとも主張するが、隣席の女子生徒もそのようなことは全く供述していないし、A自身も本件当日における立ち歩きの事実は否認していたものである（太田証人11～12頁）。そしてAの反省文の内容は本件当日以前に立ち歩きをしていたことも含めて反省しているものと理解できることなどからいって、本件当日にAが立ち歩きをしていた事実はなく、この観点からも林講師が授業をコントロールをできていなかつたという状況はなかつたものである。）したがつて、Aが私語をしていたことをもつて■君に対する不当な侵害行為があつたということはできないし、また、Aが女子生徒の手を触っていたのも不謹慎であり問題があるが、女子生徒がAから手を触られることなどを嫌がつていたという状況もなかつたものである。したがつて、■君がAに対しビンタ等の暴力により注意や制止をしようとしたのは違法であり（正当防衛にも緊急避難にもならない）、それが英語の授業の中止・妨害につながつたことも明らかである。

(3) 原告らは、■君がAに軽く頭を叩くなどして注意を促したところ、Aが「なにっ」と威圧的な態度に出たため、頭が真っ白になりビンタしてしまつたと主張する。

しかし、前記2・(3)～(5)から分かるとおり、Aが■君に対し威圧的な態度に出たという状況があつたなどということは、■君からも主張されていないし、Aからも供述されていない。

そもそも■君がAから威圧され、その威圧感に押されて頭が真っ白になつたのであれば、■君は「萎縮する」というのが合理性のある行動・状況

だというべきであり、威圧されて頭が真っ白になったのにAにビンタして反撃する行動に出るというのは、合理性のない矛盾した状況だというほかない。

(■君は、古井教諭や小野教諭らに話していたとおり、Aに対しむかついでビンタをしたとみるのが自然である。)

したがって、原告らの主張するような事実・状況は認められないものであり、■君のビンタ等の行為を正当防衛的に斟酌することはできないものである。

#### 4 教員の■君に対する指導等が適法であることについて

原告らは、教員の■君に対する指導が違法である（拘束時間が極めて長時間に及んでいる。途中で帰ることができなかつた。当日中に反省文を書かせる必要がなかつた。■君が反省文の作成を進められていなかつたのであるから帰宅後の課題または停学期間中の課題として早期に教室に戻すか帰宅させるべきだった。黙秘権や弁護人選任権がなく、体罰や監禁罪にあたる。2時間目の授業を受けられなかつたなど）と主張する。

(1) ■君に対する拘束時間・指導時間が長時間化したのは結果に過ぎないこと

■君とAのビンタをしあう問題事象が生じた後、午前10時10分頃から午前11時頃まで、太田教諭と清水教諭が清将君らから事情聴取を行い、事実関係を概ね把握した。（なお、太田教諭らにとつては、なぜ■君がAに対しビンタなどをしたのか理由が不明であり、むしろ前提状況として■君がAから被害・迷惑を受けていたのではないかと思っていたので、太田教諭らが■君に対し事情聴取において供述の強要等の不当な態度には出でていないことは明らかである。）

その後、太田教諭らは、午前11時頃から■君らに振り返りシートを書かせて、■君らは午後0時30分頃くらいまでに同シートを作成した。

その後、■君らに昼食をとらせた後、反省文の作成にとりかからせた。Aは午後2時過ぎくらいに反省文を完成させて、帰宅を指示されたが、■君は、反省文の作成がなかなか進まなかつた。しかし、古井教諭や太田教諭、小野教諭が隨時■君のところへ行って、■君の何が悪かったのか、何が

問題だったのかを問い合わせながら指導を行うと、■君はその指導内容を理解し、反省文を書こうとする姿勢を見せていた。そのため、教員は、教員からの指導を理解して反省文を書こうとする■君の姿勢を中断させることはせず、その意思・姿勢を尊重する観点から、反省文を書かせようとした。■

■君自らが（振り返りシートの記載時のことではあるが）難しい言葉を使って書こうとしたり、他方、自分の思いを文章にするのが苦手だと言っていたこともあるって、そのような■君にじっくりとつきあって反省文を書き上げるのを待ったものである。決して、■君が自分の非違行為を否認したり、反省文を書くのを拒絶するなどしたりしているのにもかかわらず、無理強いして反省文を書かせたなどという状況ではないものである。

したがって、■君が自ら反省文を書こうとする姿勢を見せていましたことから、反省文を書きあげるのを待ち、しかしそれでも■君が反省文をなかなか書くことができず、結果として■君に対する拘束時間・指導時間が長時間に及んだにすぎないものである。

## (2) 反省文の作成は教育指導上必要性・合理性があるものであること

非違行為をした生徒に対し、反省文を書かせることは、教育指導上必要性や合理性が認められるものであり、意味があるものである。自分の言葉で文章を書く中で自分自身を振り返ることができるのは誰もが経験あることである。そして、自分の言葉で書く中で、教員の事情聴取では把握できなかった本人の思いや事実関係なども把握できる可能性があるものである。また、反省文の内容をふまえて、本人の思いや特性などを考慮し、停学などの特別指導の期間中等に個々の生徒に合わせた丁寧な指導を加えることもできるし、また、停学期間中にも指導を継続し反省文を書かせるが、非違行為直後に書かれた反省文と、停学などの特別指導後の反省文を比較することで、本人の指導に対する理解の進み方などを把握することができ、さらにその後の指導にも役立たせることができるようになるものである。

このように反省文を書かせることは、教育指導上極めて重要なことであり、そのため、停学などの特別指導を実施する前の指導・手続きは、反省文の作成をもって完了することとされているものである（乙5の3・(3)(4)、ここには「作文」と表記されている）。

反省文を書いたことや、反省文をうまく書いたこと、あるいは反省内容を十分に書いたことなどは、非違行為をした生徒の懲戒量定等に斟酌されるものではないが（反省文を書いた、あるいは反省文をうまく書いたということ、実際に本人の自己認識や反省が進んでいるか、深まっているかということとは別物であるので、前者をもって懲戒量定に斟酌できるものではない。生徒の懲戒処分等の公平性を確保し、懲戒処分等を受ける生徒の受けける公平性の印象の確保という観点も考慮すれば、反省文とは関係なく懲戒量定するのが妥当である。）、そのことから反省文の作成が教育指導上不要なものだということはならないのである。

そして、反省文の作成に関する上記の趣旨・目的からすれば、反省文を作成している途中に任意に帰宅することを認めるとか、反省文をなかなか書くことができないからとて安易に授業に復帰させたり帰宅させたりすることも認めることができない（認めるべきではない）のも当然のことといえるものである。

また、反省文の作成に関する上記の趣旨・目的からすれば、非違行為をした生徒の早期の更生を図るためにも、また、早期に停学などの特別指導を実施し通常の学校生活へ戻すことができるようにするためにも、できる限り非違行為が発覚するなどした当日のうちに反省文を書かせるようにするのも当然であり、教員らは形式的に反省文を作成させようとして、それを促していくということではないものである。

なお、非違行為をした生徒が反省文を書いている途中などに、複数の教員が当該生徒のところへ行き、非違行為の理由を聞いたり、指導を行ったりするが、これは、複数の教員が関わることで、当該生徒に「合う」教員が指導を行い、当該生徒の思いに深く寄り添うことができたり、当該生徒の指導・理解が進むということがあることを期してのものである。また、停学などの特別指導も複数の生徒指導担当の教員などが関わって進められるものであり、特別指導後にも複数の教員が当該生徒の様子を観察していくことになるものであるから、非違行為直後の反省文作成等の指導の段階から、それらの複数の教員が関わっていくことは、何ら不合理でも不当でもないものである。複数の教員から非違行為の理由などを繰り返し聞かれることについて苦痛を感じる

じる生徒もいるかもしれないが、それは、非違行為をして指導を受けることになった立場において甘受すべきものというほかないものである。

(3) 黙秘権や弁護人選任権がないことは当然であること

生徒が非違行為をしたときに、教員が事情聴取をしたり指導をしたりするのは、学校における教育指導行為であり、犯罪の取り調べなどではないのであるから、黙秘権や弁護人選任権がないのは当然であり、学校・教員は、その広範な教育裁量に基づいて独自の手続きややり方に基づき、生徒との信頼関係を背景にしながら、非違行為の事実を供述させ、反省・更正につなげていくようにするのが当然のことである。

(4) 体罰や監禁罪にあたるものでもないこと

上記(1)・(2)で述べたとおり、教員の■君に対する対応は、■君が自ら反省文を書こうとする姿勢・態度を示すのに応じて反省文の作成を継続させ、書き上げるのを待ったことから、結果的に長時間に及んだものではあるが、上述のとおり徹頭徹尾教育的目的に基づくものだったものであること、■君は昼食もとっていること、トイレにも行くことができ、■君は実際にもトイレに行っていること（トイレに行く場合は、緊急の場合を除き、教員が同伴することにしているが、これは、反省文を書かせている生徒に対して他の生徒がからかたり話しかけたりしないようにして、当該生徒が一人でじっくりと内省し反省文を書かせる環境を保持しようとする趣旨に基づくものであり、監禁などといわれる理由がないものである。）、ずっと教員が■君に付いて見張っているわけではないので、反省文を書く中で疲れれば少し休憩をとることもできるものだったこと、■君が入室していた小会議室は窓もあって明るい部屋であること、教員が■君に対し肉体的苦痛を与えたり肉体的侵襲行為をしたりしたわけではないこと、Aを見れば明らかなどおり反省文を書き終えれば帰宅させることになっていたことなどからいって、教員の対応は体罰にあたるものでもないし、監禁罪にあたるものでもない。

(5) 2時間目以降の授業が受けられなかつたことは指導上やむをえないものであること

原告は、■君が2時間目以降の授業を受けることができなかつたことを

主張するが、非違行為をした生徒について、事情聴取や振り返りシート・反省文の作成などの措置・指導を受けることを、授業よりも優先することは、早期の事実把握や早期の更生などにつながるものであり、仮にその措置や指導等のため授業が受けられずに学習進度に影響が出たとしても、必要に応じて補習等をして遅れを取り戻すことも十分に可能なものであることから、清将君が2時間目以降の授業が受けられなかつたことは、教育指導上やむをえないものであり、学校・教員の教育裁量を逸脱するものではないから、違法・不当ではないものである。

- (6) 以上のとおり、いかなる観点からみても、教員の■君に対する指導は、教育裁量を逸脱するものではなく、適法なものである。

#### 5 ■君に対する停学5日間の懲戒処分が不当であるとの主張について

- (1) 原告は、■君に対する停学5日間の懲戒処分の不当性を主張するが、そもそも■君に対しては、校長による停学処分の決定も執行もされていないのであるから、原告の主張は無意味であり、主張自体失当である。
- (2) ただ、その点をおくとしても、前記3で述べたとおり、■君がAをビンタするなどした行為は、Aが隣席の女子生徒と私語したり手を触っていたりした事情があるとしても、違法な暴力行為であり、それによって授業の中止・妨害を生じたことも明らかなことである。したがって、本件高校の補導委員会が、生徒の非違行為に関する懲戒基準（乙5）に基づく、停学5日間の懲戒処分を妥当とする意見を出したことは違法でも不当でもないものである。清将君は、自分の非違行為を認めて反省はしていたものであるが、そのような反省の有無ということを懲戒量定にあたり斟酌しないとする補導委員会の方針も、前記4・(2)で述べたとおり、不当なものではない。

また、そのことからすれば、太田教諭や清水教諭が事情聴取して事実関係の把握もできていたものであるし、古井教諭の指導について■君が理解していたものである以上、■君の反省文が完成していなかつた中で補導委員会が停学5日間の懲戒処分を妥当とする意見を出したことも、何ら不当なものではない。

- (3) なお、原告らは、■君が小野教諭に対し「僕はもうきっと停学になつて

学校には戻れないかもしれませんね」と聞いてきたときの小野教諭の対応も問題視するが、小野教諭は、まだ懲戒処分が校長によって最終決定されているわけではなかったので、停学5日間であるということを伝えることができなかつたものであるし、また、■君は非違行為をした直後であり、しっかりと問題事象を重要なものとして受け止めもらい反省を促さなければならぬ状況にあったのであるから、小野教諭が、■君の懲戒処分の程度が重いものではないというようなことを発言するわけにもいかなつたものである。

そのような中で、小野教諭は、■君からの問い合わせにストレートに「そんなことはないよ」と明確に発言し、「指導を受けければ戻ることができる」と応え、通常の学校生活へ復帰できるものであることを伝え、真摯に指導を受けるよう動機づけも行ったものである。

そして、■君が小野教諭とのやりとりによって、強いショックを受けたとか、激しく落ち込んでいたというような状況でもなく、■君は淡淡とした様子だったのであるから、小野教諭は特に何か追加的に発言等するようなこともなかつたものである。

したがって、小野教諭の発言や対応も、何ら問題がないものである。

(4) 以上のとおり、この点の原告の主張にも理由がないものである。

## 6 太田教諭が■君を一人で帰宅させたことに安全配慮義務がないことについて

原告は、■君が本件高校から帰宅するとき、■君がダメージを負っていることに思い至り一人で帰らせることが危険であることを理解した上で、保護者に迎えに来させるようにすべき義務があったと主張する。

しかし、太田教諭が■君に対して、本件当日のトラブルを■君の母親に連絡することを伝えたときには、■君の表情が曇ったが、生徒に対し保護者へ非違行為について報告することを伝えると、どのような生徒も表情を曇らせたり嫌そうな素振りをしたりすることは一般によくあることであり、■君についても同様の状況だったのである（太田証人25頁）。

そして、太田教諭が、■君が衝動的に他の生徒に手を出すようなところを反省して変わろうとすれば■君の母親も理解してくれるものであることを明

確に指導し、それによって、■君も表情を和らげ、理解を示し、ごく普通の様子を見せていたものである。

また、■君は、教室へ立ち寄って体操服を持ち帰り、翌週の体育に備えようとする様子だったものであるが、これもごく一般的な週末の生徒の下校状況であり、太田教諭に対しさよならの挨拶をしたことやその様子についてもいつも変わらなかつたものである。

したがつて、太田教諭には、およそ■君を一人で帰らせることが危険であると認識・予見する余地もなく、保護者に迎えにくることを要請するなどということも想起する余地もなかつたものであるから、安全配慮義務違反があると評価される理由がないものである。

7 以上のとおり、本件高校教員の■君に対する指導・対応は、教育裁量を逸脱するところがなく、安全配慮義務に反するところもなかつたものであり、被告が損害賠償責任を負う理由はないものであつて、原告らの請求は棄却されるべきものである。

以上